法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第12期（2018年５月１日～2019年４月30日）

① 会社の新株予約権等に関する事項
② 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
③ 会計監査人の状況
④ 連結株主資本等変動計算書
⑤ 株主資本等変動計算書
⑥ 連結注記表
⑦ 個別注記表

株式会社　ｇ　ｕ　ｍ　ｉ

法令及び定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（https://gu3.co.jp/ir/irnews/?tab=shareholder_meeting&year=2019）に掲載することにより、株主の皆さまに提供しているものであります。

１．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年４月30日現在）

	第9回新株予約権	第11回新株予約権	第13回新株予約権
発行決議日	2013年8月26日	2014年2月19日	2014年9月5日
新株予約権の数	160個	42個	135個
目的となる株式の種類及び数	普通株式80,000株	普通株式21,000株	普通株式67,500株
新株予約権1個当たりの払込金額	無償	無償	無償
行使時1株当たりの払込金額	600円	714円	1,362円
権利行使期間	自2013年８月28日 至2023年４月30日	自2014年２月21日 至2023年11月20日	自2014年９月７日 至2024年５月27日
行使条件	（注）2	（注）2	（注）2
役員の保有状況	取締役1名 （注）5	取締役1名 （注）5（注）6	取締役2名 （注）5（注）6

	第16回新株予約権	第20回新株予約権
発行決議日	2017年７月26日	2018年７月27日
新株予約権の数	671個	1,000個
目的となる株式の種類及び数	普通株式67,100株	普通株式100,000株
新株予約権1個当たりの払込金額	121,900円 （注）1	65,600円 （注）1
行使時1株当たりの払込金額	1円	1円
権利行使期間	自2018年８月10日 至2048年８月９日	自2019年８月13日 至2048年８月12日
行使条件	（注）3	（注）4
役員の保有状況	取締役3名 （注）5	取締役2名 （注）5

（注）１．当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込みは要しません。

２．新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

①　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要

する。ただし、当該新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。

② 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

③ 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の１個未満の行使はできないものとする。

④ 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権者は、当社の株式が東京証券取引所に上場後、６ヶ月を経過した後、行使することができる。また、権利行使期間にかかわらず、第９回については2015年８月28日、第11回については2016年２月21日、第13回については2016年９月７日を経過した後、段階的に行使することができる。

⑥ その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従う。

３．新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社または当社関係会社の取締役または従業員の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。

② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

４．新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

① 新株予約権者は、「新株予約権を行使することができる期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行

使できるものとする。

② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．取締役には社外取締役を含みません。

６．取締役１名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社の使用人、子会社の役員及び使用人に対し交付した新株予約権の状況

第21回新株予約権（2018年７月27日取締役会決議）

交付者数		31名
新株予約権の数		1,610個
目的となる株式の種類及び数		普通株式161,000株
新株予約権1個当たりの払込金額		65,600円（注）1
行使時1株当たりの払込金額		1円
権利行使期間		2020年8月13日から2023年8月12日まで
行使条件		（注）2
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　1,490個 目的となる株式数　149,000株 交付者数　29人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　120個 目的となる株式数　12,000株 交付者数　2人

（注）１．当社に対する報酬債権をもって相殺し、金銭の払込みを要しません。

２．新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者は、上記①の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等の状況

当社は、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、以下の通り、第15回新株予約権、第18回新株予約権及び第19回新株予約権を公正価格にて有償で発行することを決議いたしました。中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、第15回新株予約権及び第18回新株予約権については、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めること、第19回新株予約権については、協力行為へのインセンティブを付与することを、それぞれ目的としております。

	第15回 新株予約権	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権
発行決議日	2017年6月21日	2018年3月9日	2018年3月9日
新株予約権の数	9,950個	12,050個	995個
目的となる株式の種類及び数	普通株式 995,000株	普通株式 1,205,000株	普通株式 99,500株
新株予約権1個当たりの払込金額	500円	200円	300円
行使時1株当たりの払込金額	1,252円	970円	970円
権利行使期間	自2019年8月1日 至2022年7月5日	自2020年8月1日 至2023年3月25日	自2018年3月26日 至2023年3月25日
行使条件	(注) 1	(注) 1	(注) 2
交付状況	取締役2名 使用人25名	取締役2名 使用人30名	外部協力者 7名

(注) 1．新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

① 本新株予約権者は、第15回については2018年４月期または2019年４月期の有価証券報告書に、第18回については2020年４月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるモバイルオンラインゲーム事業のセグメント営業利益が50億円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．新株予約権の行使の条件は以下の通りであります。

①　割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価格に50％を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価格で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

(b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

(c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

(d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

②　上記①に抵触しない場合、新株予約権者は割当日から2019年3月25日まで、本新株予約権を行使することができない。

③　新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④　各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

２．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下の通りであります。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。

(2) 毎月１回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。

(3) 基本行動理念を定め、企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。

(4) 「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。

(5) 「内部通報規程」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。

(6) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。

(7) 反社会的勢力･団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。

(8) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、すみやかに必要な研修を実施する。

（運用状況の概要）

① 当社は、法令やルールを厳格に遵守し、誠実且つ公平な企業活動を遂行するとともに、企業理念に従った経営の健全性を確保することを目的として「法令遵守に関する行動指針」、「コンプライアンス規程」を制定しています。

② 全役職員を対象にコンプライアンス研修（ハラスメント、労働法、内部通報制度、インサイダー取引、知的財産権、下請法等）を開催しています。

③ 当社グループ企業の財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制の必要な評価範囲を決定し、その評価を実施しています。

④ 当社は、内部監査部門によるモニタリングを通じて、法令義務違反が発

生した場合又は発生するおそれのある場合は厳正な調査を行い、適切な処理方法を選択するとともに、再発防止を図ることとしています。

⑤ 当社は、社外監査役及び顧問弁護士を構成員とする内部通報窓口を設置し、法令違反についての早期発見とその是正が行われる体制を整備しています。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「情報セキュリティ管理規程」及び「機密文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。

(2) 「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

（運用状況の概要）

取締役会議事録や重要な会議、稟議書等の取締役の職務執行に関する情報（文書又は電子的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保管及び管理を行っています。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、リスクマネジメント委員会のもと「リスク管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。

(2) 大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

（運用状況の概要）

① 当社は、「リスク管理規程」に従って、当社の事業の継続性に関わるリスクの識別、分析を行い適切な対応を行っています。

② 当社は、「災害・危機管理対策ガイドライン」その他マニュアル等を制定し、有事に備えて会社として対応できる体制を整えています。

③ 当社は、リスクマネジメント委員会を四半期に１回以上実施することを原則として、当社グループ内で発生しうるリスクの分析や事前防止策及び発生時の対処方法について協議しています。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、代表取締役２名体制による適切な役割分担と相互牽制により迅速且つ効率的な意思決定を実現する。

(2) 取締役会を補完する会議体として「常勤役員会」を設置し、迅速且つ臨機応変なる経営判断を可能にする。

(3) 取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として「社外役員協議会」を設置し、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの他、重要な事項の検討は、「社外役員協議会」の適切な関与・助言を得て行う。

(4) 決裁及びデータ管理の電子化を進め、業務効率向上に努める。

(5) 組織及び部門目標の明確な付与と評価制度を通して、経営効率の向上に努める。

（運用状況の概要）

① 原則として月に１回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する事項の決議を行っています。また、各組織の職務分掌と各職位の責任と権限を「組織規程・業務分掌規程・職務権限規程」の各規程に定め、業務の組

織的且つ能率的な運営を図っています。

② 当社は、社外取締役及び社外監査役から構成される「社外役員協議会」を３ヶ月ごとに定期開催しています。なお、取締役会の諮問がある場合は適宜開催しています。

５．当社並びに当社が形成する企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の関係会社については、「関係会社管理規程」により所管部署を定め、そこを通じ当社の経営方針・経営戦略の周知徹底、適切な管理・調整・支援を行うとともに、関係会社の取締役等及び使用人が法令及び定款を遵守して職務を執行することができる体制を整備する。

(2) 関係会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。

(3) 関係会社のリスク管理に関する規程その他の体制を整備するほか、各関係会社にリスク管理責任者を配置し、リスクマネジメント委員会がグループ全体のリスクについて総括的に管理を行う。

(4) 関係会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査部門が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。

(5) 当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。

(6) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、関係会社を指導するとともに、関係会社への教育・研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

（運用状況の概要）

① 当社グループ経営の適正且つ効率的な運営を目的に、各子会社において法令遵守に関する行動指針や、コンプライアンスに関する事項を規程又は就業規則に定めているほか、子会社での決裁事項についても必要に応じて当社への報告を求めるなど、子会社の適切な管理・指導を行っています。また、子会社の役職員のコンプライアンスに関する相談体制を社内規程に定め、当社に相談・通報の窓口を設けています。

② 当社グループは、反社会的勢力排除に向けて「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることの周知徹底を図っています。また、当社は公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、特殊暴力に関する情報共有や研修を通じて反社会的勢力排除に向けた意識の醸成に努めています。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役から、監査役が行う特定の監査業務の補助に従事させる使用人を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

(2) 当該使用人が監査業務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。

（運用状況の概要）

① 当社は内部監査部門の１名を監査役の職務を補助すべき使用人に任命し、当該監査業務の補助に当たらせています。

② 監査役の職務を補助すべき使用人が監査役から命令を受けた場合は、取締役の指揮・命令を受けない体制を確立しています。

7．取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 重要会議への出席

監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、各種社内委員会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(2) 取締役の報告義務

① 取締役その他役職者は、定期的に、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

② 取締役は監査役に対して、法令が定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。

・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定等の内容
・業績及び業績見通しの内容
・内部監査の内容及び結果
・内部通報制度に基づく情報提供の状況
・行政処分の内容
・前各号に掲げるもののほか、監査役が求める事項

(3) 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。また、関係会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者も、親会社の監査役に直接報告をすることができる。

① 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実

② 重大な法令又は定款違反事実

(4) 監査役へ報告した者への不利益な取扱いの禁止

前項の報告をした当社の取締役・使用人及び、関係会社の取締役・使用人が監査役へ当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けてはならない。

(運用状況の概要)

当社は、取締役会及び重要な会議（常勤役員会、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、社外役員協議会）の構成員に常勤監査役を指名し、常勤監査役が取締役及び全役職員から報告を受けることができる体制を整備しています。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等と監査役の連携

代表取締役、会計監査人、内部監査部門、リスクマネジメント委員会等は、監査役会又は監査役の求めに応じ、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

(2) 外部専門家の起用

監査役会又は監査役が監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家に助言を求める機会を保障する。

(3) 監査役の必要経費

監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担する。

(運用状況の概要)

① 当社は、監査役会及び監査役がコンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用することを認めています。

② 当社は、会社法第388条に従って監査役の職務遂行に必要な費用は全て当社が負担するものとしています。

３．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　EY新日本有限責任監査法人

新日本有限責任監査法人は2018年７月１日をもってEY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．当社の重要な子会社のうち、gumi Asia Pte.Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

３．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当社の会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認めた場合、または当社の会計監査人について、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社の取締役会は監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

（2018年５月１日から
2019年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年5月1日残高	9,076,072	3,071,685	2,590,361	△1,058,400	13,679,719
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	261,645	261,645			523,290
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△1,695,686		△1,695,686
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		11,435			11,435
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	261,645	273,080	△1,695,686	－	△1,160,960
2019年4月30日残高	9,337,717	3,344,766	894,674	△1,058,400	12,518,758

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2018年5月1日残高	△12,256	34,438	22,181	107,691	181,140	13,990,732
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						523,290
親会社株主に帰属する当期純損失（△）						△1,695,686
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						11,435
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	17,701	△29,100	△11,398	148,864	626,390	763,856
連結会計年度中の変動額合計	17,701	△29,100	△11,398	148,864	626,390	△397,104
2019年4月30日残高	5,444	5,337	10,782	256,556	807,530	13,593,627

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2018年５月１日から
2019年４月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2018年５月１日残高	9,076,072	127,178	3,877,905	4,005,083
事業年度中の変動額				
新株の発行	261,645	261,645		261,645
当期純損失（△）				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	261,645	261,645	－	261,645
2019年４月30日残高	9,337,717	388,823	3,877,905	4,266,728

	株主資本			
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2018年５月１日残高	1,629,576	1,629,576	△1,058,400	13,652,332
事業年度中の変動額				
新株の発行				523,290
当期純損失（△）	△1,531,196	△1,531,196		△1,531,196
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				－
事業年度中の変動額合計	△1,531,196	△1,531,196	－	△1,007,906
2019年４月30日残高	98,379	98,379	△1,058,400	12,644,426

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年５月１日残高	△3,760	△3,760	107,691	13,756,264
事業年度中の変動額				
新株の発行				523,290
当期純損失（△）				△1,531,196
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△122	△122	148,864	148,742
事業年度中の変動額合計	△122	△122	148,864	△859,164
2019年４月30日残高	△3,882	△3,882	256,556	12,897,100

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．　連結の範囲に関する事項

(1)　連結子会社の数　18社

主要な連結子会社の名称　株式会社エイリム
株式会社FgG
株式会社グラムス
gumi Asia Pte. Ltd.
gumi Europe SAS
台灣谷米數位科技有限公司
gumi Primus,Inc.
株式会社gumi ventures
株式会社gumi VR
Tokyo XR Startups株式会社
gumi Amercia, Inc.

(2)　主要な非連結子会社の名称等

gumi Investment Limited

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社１社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．　持分法の適用に関する事項

(1)　持分法適用の関連会社数　７社

主要な会社名　合同会社gumi Cryptos、株式会社Candee、株式会社よむネコ

(2)　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

gumi Investment Limited、lute株式会社、株式会社mikai、株式会社BUZZCAST、ユニゾンライブ株式会社、株式会社ActEvolve

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3)　株式会社Candeeの決算日は12月31日、株式会社よむネコの決算日は２月28日ですが、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。また、Seoul XR Startups, Inc.他３社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

３．　連結の範囲または持分法適用の範囲の変更に関する事項

当連結会計年度より、Nordic XR Startups Oy、合同会社gumi Cryptosは持分比率の低下により連結の範囲から除外し、持分法適用の範囲に含めております。

当連結会計年度より、株式会社Fenrisは清算のため連結の範囲から除外し、gumi ventures.L.P.は清算のため持分法適用の範囲から除外しております。

４．　連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、台灣谷米數位科技有限公司及びgumi ventures3号投資事業有限責任組合他2社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

５．　会計方針に関する事項

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　……　移動平均法による原価法

②　その他有価証券　時価のあるもの　……　期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　……　移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資……　入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

(2) 仮想通貨の評価基準及び評価方法

活発な市場が存在するもの …… 期末日の市場価額に基づく価額をもって貸借対照表価額としております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 主に定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 ７～15年

工具、器具及び備品 ４～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間(２～５年)に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

賞与引当金 …… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費 …… 支出時に全額費用処理しております。

(6)　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

…… 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7)　のれんの償却方法及び償却期間

…… のれんの償却については、その効果が発現すると見積もられる期間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少の場合は、発生時に全額償却しております。

(8)　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　消費税等の会計処理…… 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②　連結納税制度の適用…… 当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が194,993千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が194,993千円増加しております。また、「流動負債」の「その他」が2,585千円減少し、「固定負債」の「繰延税金負債」が2,585千円増加しております。

（連結貸借対照表）

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「その他の関係会社有価証券」は資産の総額の100分の１を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「流動資産」の「その他の関係会社有価証券」は132,924千円であります。

連結貸借対照表に関する注記

１．　有形固定資産の減価償却累計額　421,221千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．　当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　31,096,000株

２．　剰余金の配当に関する事項

(1)　配当金支払額

該当事項はありません。

(2)　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

３．　当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内容	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	第９回　新株予約権	普　通　株　式	187,500株
	第11回　新株予約権	普　通　株　式	59,500株
	第13回　新株予約権	普　通　株　式	187,500株
	第16回　新株予約権	普　通　株　式	67,100株
	第19回　新株予約権	普　通　株　式	99,500株

金融商品に関する注記

１．　金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。一時的な余資は預金等の安全性の高い金融資産で運用し、投機的取引やデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は１年以内の支払期日であります。

借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3)　金融商品に係るリスク管理

①　信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に

確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループでは、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金融機関より金融商品に関する情報を収集し定期的に借入先及び契約内容の見直しを実施しております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況等を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２． 金融商品の時価等に関する事項

2019年４月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	9,898,048	9,898,048	－
(2)売掛金	1,843,833	1,843,833	－
(3)投資有価証券	3,254	3,254	－
資産計	11,745,137	11,745,137	－
(4)未払金	999,459	999,459	－
(5)長期借入金（一年内返済予定を含む）	5,706,330	5,706,330	－
負債計	6,705,789	6,705,789	－

(注) １．金融商品の時価の算定に関する事項

(1)現金及び預金、(2)売掛金、(4)未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、

当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価については取引所の価格によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっています。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	4,841,585

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	9,896,203	－	－	－
売掛金	1,843,833	－	－	－
計	11,740,036	－	－	－

４．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内
長期借入金	4,497,368	1,042,292	166,670	－
計	4,497,368	1,042,292	166,670	－

１株当たり情報に関する注記

１．　１株当たり純資産額　　416円04銭

２．　１株当たり当期純損失（△）　　△57円04銭

重要な後発事象に関する注記

海外子会社の事業撤退

当社は、2019年５月28日開催の取締役会において、当社連結子会社であるgumi Europe SASの事業撤退を決議いたしました。

１．事業撤退の理由

当社グループは、2012年より、モバイルオンラインゲームのグローバルなコンテンツ配信網の構築を図るべく、積極的な海外展開を行ってまいりました。

国内有力タイトルの海外配信に関しては、各地域に根ざしたローカライズ及びマーケティングの徹底によりグローバルなコンテンツ配信網を構築し、「ブレイブ フロンティア」「誰ガ為のアルケミスト」等の複数のヒットタイトル創出に成功いたしました。

一方、海外における地産地消タイトルの創出を目的として、海外子会社であるgumi Europe SASを通じて「BRAVE FRONTIER ： THE LAST SUMMONER」のグローバル配信を行ってまいりましたが、配信後のKPIは当初想定と比較し低調に推移している状況です。

モバイルオンラインゲーム市場が成熟期をむかえている状況下において、当社の収益力を拡大させていくには、不採算タイトルの早期撤退等のコスト構造の見直しを実施するとともに、今後収益性の見込めるタイトルにリソースを集中させていくことが必要であると考えております。

以上の理由から、選択と集中により経営資源の最適化を図ることを目的とし、gumi Europe SASの事業撤退を決定いたしました。

２．事業撤退する子会社の概要

(1) 名称	gumi Europe SAS
(2) 所在地	7 rue du Fauborg Poissonniere 75009 Paris, FRANCE
(3) 事業内容	モバイルオンラインゲームの開発・運用
(4) 代表者の氏名	國光　宏尚
(5) 資本金	300千ユーロ
(6) 設立年月日	2012年８月16日
(7) 大株主及び持株比率	当社　100%

３．事業撤退の日程

取締役会決議日　　2019年５月28日

事業撤退完了日　　2019年11月（予定）

４．当該子会社の状況（2019年４月30日現在）

資産総額　　3,154千ユーロ（392,303千円）

負債総額　　575千ユーロ（ 71,606千円）

５．当該事業撤退による損益への影響

当該事業撤退に伴う当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。また、翌連結会計年度の損益に与える影響としては、子会社整理損として約250百万円の特別損失を計上する見通しであります。

６．当該事業撤退による営業活動等への影響

当該事業撤退に伴う営業活動等への影響は軽微であります。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式　…… 移動平均法による原価法

②　その他有価証券　時価のあるもの …… 期末日の市場価格等に基づく時価法により評価しております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合等への出資 …… 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を加減する方法によっております。

２．　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）　…… 主に定率法を採用しております。
ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	７～15年
工具、器具及び備品	４～10年

無形固定資産（リース資産を除く）　…… 定額法
なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（２～５年)に基づく定額法によっております。

３．　引当金の計上基準

賞与引当金　…… 従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

４．　繰延資産の処理方法

株式交付費　……　支出時に全額費用処理しております。

５．　重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

……　外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．　その他計算書類の作成のための重要な事項

①　消費税等の会計処理……　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②　連結納税制度の適用……　当事業年度から連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年２月16日）等を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が107,494千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が107,494千円増加しております。

貸借対照表に関する注記

１．　有形固定資産の減価償却累計額　221,061千円

２．　区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権　402,037千円

関係会社に対する短期金銭債務　530,332千円

損益計算書に関する注記

１．　関係会社との取引高

①営業取引による取引高

仕入高　4,914,939千円

販売費及び一般管理費　822,077千円

②営業取引以外の取引高　821,320千円

株主資本等変動計算書に関する注記

１．　当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式　980,000株

税効果会計に関する注記

１．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業所税	2,109千円
賞与引当金	6,429千円
未払金	154千円
前払費用	117,887千円
棚卸資産	652千円
減価償却超過額	1,247,450千円
資産除去債務	35,173千円
株式報酬費用	76,204千円
投資有価証券評価損	193,846千円
繰越欠損金	777,628千円
その他有価証券評価差額金	1,188千円
繰延税金資産小計	2,458,725千円
評価性引当額	△1,935,815千円
繰延税金資産計	522,910千円
繰延税金負債	
未収事業税	4,509千円
資産除去債務に対応する除去費用	21,084千円
繰延税金負債計	25,594千円
繰延税金資産の純額	497,315千円

関連当事者との取引に関する注記

１．　子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金 （千円）	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 （被所有） 割合（%）
子会社	株式会社 エイリム	東京都 新宿区	100,745	モバイルオンライン ゲームの開発・運営	（所有） 直接100.0
子会社	株式会社 gumi ventures	東京都 新宿区	159,350	投資事業及び投資フ ァンドの運営	（所有） 直接100.0
子会社	株式会社gumi VR	東京都 新宿区	100,000	VR/ARに関するハー ドウエア、ソフトウ エア及びコンテンツ の開発並びにVR/AR に係る投資	（所有） 直接100.0

種類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社エイリム	ゲーム開発・運営の委託等 役員の兼任	ゲーム開発・運営の委託等（注２）	3,121,356	買掛金	180,988
子会社	株式会社gumi ventures	役員の兼任	資金の借入 利息の支払（注３）	280,000 820	関係会社短期借入金 未払費用	280,000 820
子会社	株式会社gumi VR	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取（注４）	250,000 470	関係会社長期貸付金 未収収益	250,000 470

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．一般的な市場価格等を勘案し、取引価格を決定しております。

３．借入金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

４．貸付金の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	國光　宏尚	（被所有）直接11.0	当社代表取締役会長	増資の引受（注１）	253,890	—	—
役員	川本　寛之	（被所有）直接1.4	当社代表取締役社長	増資の引受（注１）	130,200	—	—
役員	本吉　誠	（被所有）直接0.7	当社取締役	増資の引受（注１）	130,200	—	—

（注）１．当社が行った第三者割当増資を、１株につき当社が取締役会決議を行った前営業日の東京証券取引所の終値である651円で引き受けたものであります。

１株当たり情報に関する注記

１．　１株当たり純資産額　419円73銭

２．　１株当たり当期純損失（△）　△51円51銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。